

商品概要説明書

住宅つなぎローン

(2021 年 4 月 1 日現在)

商品名	住宅つなぎローン
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○住宅つなぎローン対象資金の保証承諾（融資決定）を受けられた方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。 ○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	○住宅つなぎローン対象資金が貸付実行されるまでのつなぎ資金とします。
借入金額	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。 ただし、住宅つなぎローン対象資金の保証承諾額または融資決定額に保証料を含めた額を上限とします。
借入期間	○1 年以内とします。
借入利率	○【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○最終期日に一括返済していただきます。
担保	○ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。）に第一順位の根抵当権を設定留保させていただきます。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（福岡県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○一括前払 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.95% です。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は無料です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総務部リスク管理課（電話：092-924-1311）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総務部リスク管理課または J A バンク相談所にお申し出ください。

	福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 （電話：０９２－７９１－１８４０） 北九州法律相談センター （電話：０９３－５６１－０３６０） 久留米法律相談センター （電話：０９４２－３０－０１４４）
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ筑紫